

システム管理運営業務委託契約書（案）

一般財団法人新潟県地域医療推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、システム管理運営業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲が乙に委託する本業務及び本業務実施に係る一切の事項は、本契約に定めるものを除き、別紙「システム管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は、本業務を締結した令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金については、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、本契約に定める権利を第三者に譲渡し、又は本契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

（特許権等の使用）

第7条 乙は、本業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（情報処理機器等の使用）

第8条 乙は、本業務を処理するために必要な甲の管理する施設及び情報処理機器を、甲の承諾があれば無償で使用することができる。ただし、使用条件については、甲の定める運用条件等に従うものとする。

2 乙の従業員は、甲の施設内で本業務を実施する場合は、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(資料等の提供、管理及び返還)

第9条 甲は、乙に対し、本業務に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）の提供について、乙から申請があり次第速やかにその是非を検討し、結果を乙に知らせなければならない。甲は、提供が可能な場合は、速やかに乙に無償で貸与・開示等を行う。

2 乙は、原始資料等のうち資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。また、甲の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。更に、甲から提供された原始資料等を本業務の目的外に使用してはならない。

3 乙が本業務での使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、乙は本業務に用いたすべての原始資料等を速やかに甲に返還し、又は、甲の指示に従い破棄しなければならない。

(履行計画書の提出並びに主任担当者の指定及び通知)

第10条 乙は、本業務の履行に着手する前に、日程・履行方法等を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。また、日程・履行方法等を変更した場合、又は第16条の規定により本契約内容が変更された場合も同様とする。

2 乙は、本契約締結後速やかに本業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）を定め、書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

3 甲は、前項の主任担当者を不適格と判断した場合、乙にその理由を通知するものとする。乙は甲と協議の上、主任担当者の見直しを含め改善を図るものとする。

4 乙は、前項の通知を受けたときは、改善内容を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

(事故等の報告)

第11条 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況について随時調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(成果物等の提出)

第13条 乙は、本業務を完了したとき（本業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、遅滞なく仕様書で定める成果物等を甲に提出しなければならない。

(検査)

第14条 甲は、前条の成果物等を受領したときは、速やかに本業務の成果について検

査（以下「検査」という。）を行うものとする。

- 2 乙は、本業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。
- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

（委託料の支払）

第15条 乙は、成果物等が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 乙は支払請求書を10日までに甲に提出することとし、甲は、提出を受けた月の末日までに乙の指定する口座に委託料を振り込むものとする。

（契約内容の変更等）

第16条 甲は、必要がある場合には、本契約の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 本契約は、毎年3月に開催される一般財団法人新潟県地域医療推進機構臨時評議員会において、次年度の収支予算が承認されることが条件となる停止条件付き契約であるため、甲は、契約期間中において本契約に係る予算が減額若しくは削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。
- 3 甲は、前2項の定めにより本契約を変更又は解除しようとするときは、変更又は解除しようとする日の1か月前までに、乙にその旨を通知しなければならない。
- 4 本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項は、甲乙において協議して定める。

（業務の中止等）

第17条 乙は、災害その他やむを得ない事由により本業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除するときは、前条の規定に準じて精算するものとする。

（契約の解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第 65 条から第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 66 条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認められたとき。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第3号から前号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができない。

(損害賠償)

第19条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(損害の負担)

第20条 本業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

3 甲は、災害その他やむを得ない事由によって生じた損害については、乙が善意なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、損害額を認定しその一部を負担することができる。

(著作権の帰属)

第21条 乙が本業務の実施により取得した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、甲が継承するものとする。

2 前項の規定による権利の継承は、無償とする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、本業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

2 乙は、成果物等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第23条 乙は、個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(情報セキュリティ対策)

第24条 乙は、本業務を遂行するに当たり、別記2「情報セキュリティ関連業務特記

事項」を守らなければならない。

(費用の負担)

第 25 条 本契約の締結に要する費用は甲乙均等に負担するものとする。

(法令の遵守)

第 26 条 本契約の執行にあたり、甲乙は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するものとする。

なお、乙は、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第 27 条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲へ報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(実施準備)

第 28 条 乙は、本業務の実施にあたって委託期間中に本業務に支障がでないよう、事前に万全の準備を整えるものとし、自らが雇用する職員に対し、本業務遂行のために必要な研修を実施しなければならない。

2 前項に要する費用については、全額乙の負担とするものとする。

(合意管轄裁判所)

第 29 条 本契約に係る訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 30 条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ双方 1 通を保有する。

令和8年 月 日

甲

乙